

ヒューマンライツ・ナウ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ヒューマンライツ・ナウ（英語名称 Human Rights Now）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都台東区におく。

(目的)

第3条 本会は、人権に関する状況の調査・公表、関係諸機関への働きかけ、国際人権基準の普及・発展のための調査研究提言の活動などをおして、人権の促進保護に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ② 国際協力の活動
- ③ 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ① 国際支援活動

人権に関する状況の調査・公表

法整備支援その他の人権の促進保護に関わる協力

人権の専門家の交流促進

- ② 人権の促進保護のための調査研究提言の活動

人権の促進保護のためにするNGO・営利企業・政府機関・国連機関等との協力

人権理事会、条約機関、地域協力機構での人権基準の設定・実施に貢献する調査

研究提言活動

日本の人権問題の解決促進に資する国際人権基準の普及・発展のための活動

人権の促進保護のための諸外国における活動の紹介

日本の人権状況の諸外国への紹介

- ③ その他目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」

という。)上の社員とする。

正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

賛助会員 本会の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

2 正会員のうち、学生等理事会の定める者について、会費を減免することができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会員種別を変更しようとする者についても、前2項の規定を準用する。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1 退会届の提出をしたとき。

2 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

3 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

① この定款に違反したとき。

② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

③ 会費を2年をこえて滞納したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員の弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他抛出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 本会には、次の役員をおく。

① 理事 3人以上15人以内

② 監事 1人

2 理事のうち1人を理事長、1人を事務局長とし、必要に応じて副理事長をおく。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び事務局長は、理事の互選とする。

3 法第20条に該当するものは、本会の役員となることができず、在職中同条に該当することとなった者は、失職するものとする。

4 法第21条の親族規制に反してはならない。

5 監事は理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は本会を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。なおこの場合で、副理事長に事故があるとき若しくは副理事長が欠けたとき又は副理事長が選任されていないときには、理事長があらかじめ指名した順序によって、理事がその職務を代行する。

3 理事長は、あらかじめ理事会の定めた準則により、理事長の職務を事務局長に、代行させることができる。

4 監事は法第18条に定められた業務を行う。

5 理事長、現に理事長の職務を代行している理事および事務局長以外の理事は、本会を代表することができない。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定に関わらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときには、その任期を任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長することができる。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは必要に応じ、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事のうちその定数の3分の1を超えるものが欠けたとき、又は監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員は総会の決議により、又は、理事長、現に理事長の職務を代行している理事、事務局長及び監事以外の役員は、次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを解任することができる。

① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 本会は理事会の委嘱により、顧問、アドバイザーをおくことができる。

2 顧問、アドバイザーに関し必要な事項は理事会が定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第21条 本会の会議は総会及び理事会とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。ただし、正会員以外の会員および会員でない役員・顧問・アドバイザーについても、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- ① 定款変更
- ② 解散及び合併
- ③ 会員の除名
- ④ 役員を選任及び解任
- ⑤ 会費の額

(総会の開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

② 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

③ 監事が監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会に報告するため必要であるとして、招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、招集の請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招

集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

4 前項の通知は、入会申込書に記載の住所、あるいは書面により住所を変更した場合はその住所に普通郵便で発送した時点で、到達したものと見なす。

5 正会員以外の会員への通知は、電子メール等適宜の方法で行うことができる。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第2項第3号の規定によってあらかじめ通知した事項および、出席正会員の3分の1以上の議決により議題とした事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は口数にかかわらず、1人・1団体1票とする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項、次条第1項、第47条、第48条及び第50条の適用については総会に出席したものと見なす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 正会員の総数及び出席者数（表決委任者がある場合にはその数）
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人1人が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ② 事業報告及び収支決算

- ③ 理事長がその職務の一部を事務局長に委任するための準則
- ④ 理事の職務代行順位
- ⑤ 会費を減免する正会員の範囲
- ⑥ 役員職務及び報酬
- ⑦ 役員報酬・費用弁償について必要な事項
- ⑧ 顧問およびアドバイザーの職務及びその選任、解任
- ⑨ 理事長、現に職務を代行している副理事長、又は事務局長以外の理事の解

任

- ⑩ 資産管理について必要な事項
- ⑪ 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑫ 解散における残余財産の帰属
- ⑬ 事務所の組織及び運営
- ⑭ その他運営に関する重要事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面ないし電子メールにより、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか、出席理事の3分の1以上の議決により議題とした事項とする。

2 理事会の議決は出席理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時には、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事の総数及び出席者の氏名
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産)

第38条 本会の資産は次の各号にかかげるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 本会の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、予算が成立しないときには、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけることがで

きる。

(予算の追加および更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときには、理事会の議決を経て、予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときには、次の事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更・解散・合併

(定款の変更)

第47条 本会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決をへなければならない。

(解散)

第48条 本会は次に掲げる事由により解散する。

- ①総会の決議
- ②正会員がいなくなったとき
- ③合併
- ④破産
- ⑤所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により、本会が解散するときは、出席正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産)

第49条 本会が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者で、理事会の定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 本会が合併しようとするときは、総会において出席正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、本会の事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第51条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員をおく。

(職員の任免)

第52条 職員の任免は、事務局長が行う。

(事務局の組織及び運営)

第53条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。

付則

1 この定款は、本会の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定に関わらず、本会成立の日から、平成20年6月30日とする。

3 本会の設立当初の事業年度は、第41条の規定に関わらず、本会成立の日から平成19年6月30日までとする。

4 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員（個人） 年額1万円 (団体) 年額1口5万円とし1口以上

ただし学生・司法修習生等は年額3000円

賛助会員（個人） 年額5000円 (団体) 年額1口1万円とし1口以上